

1. 県民に対する手話の普及

(1) 若者対象手話講座の実施 (県事業)

県内の高等学校、大学に在籍する学生を対象に聴覚障害者への理解促進と手話の普及に向け、講座を開催。

【回数】 180回 【場所】 県内の大学、専門学校、高等学校、中学校、小学校

(2) 出前手話講座の実施 (県事業)

県内の施設、学校、団体、企業等で勤める職員等を対象に聴覚障害者への理解促進と手話の普及に向け、講座を開催

【回数】 10回 【場所】 施設、学校、団体、企業等 【対象】 職員等

(3) 親子で学ぶ手話教室 (乳幼児手話獲得) の開催 (県事業)

聞こえない乳幼児や保護者を対象にした手話教室を開催

【対象】 聞こえない乳幼児、保護者 年6回

(4) 手話講師スキルアップ講座の開催

手話講師の講師のスキルアップを図るための講座を開催

【対象】 講師活動を行っている講師の指導スキルアップ

(5) はじめての手話講座

県民に広く聴覚障害に対する理解を深め、手話に関心を持ってもらうための講座を開催

回数：全10回 (県内市町)

2. 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者養成研修事業

ア. 手話通訳者養成事業

【受講資格】 手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能である者
兵庫県手話通訳者認定試験 (手話通訳者全国统一試験) 受験予定者

【事業内容】 手話通訳Ⅰ、手話通訳Ⅱ、通訳Ⅲ

聴覚障害者を理解しながら手話通訳ができる

【会場】 通訳Ⅰ：芦屋市 通訳Ⅱ：赤穂市

イ. 兵庫県手話通訳者認定試験事業

講座修了者を対象に兵庫県手話通訳者認定試験 (手話通訳者全国统一試験) を実施
2025年12月6日 (土) 実施予定

ウ. 手話通訳者全国统一試験対策講座 (5か所で開催)

兵庫県手話通訳者認定試験の過去の受験者と令和7年度の受験申込者を対象に
試験対策のための講座を実施 (神戸2・川西1・明石1・赤穂1)

3、手話の日・手話言語の国際デー（9/23）イベント、ブルーライトアップの取り組み

9月23日（祝）手話の日・手話言語の国際デーに合わせて庁舎などのライトアップ、イベントを実施

ライトアップ協力：兵庫県、県内32市町 ライトアップ116か所に拡大

神戸市

神戸市役所1号館、錨山電飾、ハーバーランド（ガス燈通り）、兵庫運河（入江橋）、六甲アイランドリバーモール、フラワーロード、しあわせの村（温泉健康センター中庭、手のひらギャラリー）

兵庫県

兵庫県立明石公園、本州四国連絡高速道路株式会社 明石海峡大橋、兵庫県立津ミュージアム、神戸ハーバーランド umie モザイク大観覧車、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

手話言語の国際デー啓発イベント（兵庫県・当協会）

9月23日（祝）14時30分～19時45分 東遊園地広場

「東京2025デフリンピックを応援しよう」

MY FOOTBALL KIT を作ろう！デフスポーツをやってみよう

東京2025デフリンピック日本代表と交流、お話しをきこう！

「兵庫を青色に！青空イベント」

手話パフォーマンス発表（神戸野田高等学校）ミニ手話講座、シャボン玉ショー、県内のブルーライト取り組み状況紹介

4. 全国手話研修センター事業

第20回全国手話検定試験の実施（2025年度）

10月12日（土）5級・4級 神戸市立中央区文化センター、姫路市総合福祉会館

13日（日）3級・2級 神戸市立中央区文化センター、姫路市総合福祉会館

19日（土）準1級・1級 神戸市立中央区文化センター

今後の課題

- ・手話言語条例制定の取り組み（県内34市町で実施）

県内すべての市町で手話言語条例の制定を

- ・兵庫県手話言語条例（仮称）の制定

兵庫県は現在「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通支援事業の手段の確保に関する条例」（ひょうご・スマイル条例）を制定・施行している。手話言語施策に関する条例がないため、国が手話施策推進法を施行したこともあり、再度当協会から要望している。

- ・手話言語通訳者の養成・確保、手話言語講師の養成 自治体雇用の手話言語通訳者の身分保障、県内の意思疎通支援事業の格差解消